

兵庫・小野市「福祉給付制度適正化条例」案の問題点

生活保護受給者などを市民に監視させる兵庫小野市の「福祉給付制度適正化条例」案が大きな問題になっています。自由法曹団兵庫支部事務局次長の吉田維一（ただいち）弁護士に問題点を聞きました。

（兵庫県・秋定期之）

自由法曹団兵庫県支部事務局次長

吉田維一 弁護士に聞く



受給前も監視

条例案は、生活保護費や児童扶養手当など

の使い道の問題にしています。権利がある人が受給したお金を何に使うかに公権力・市が介入するということが、給付の範囲で趣味や趣向に使うのは当然です。ハイキングに行ったり、映画を見るのも

活に使えるということ

生活保護受給者を市民に監視させる

公権力が金の使い道介入

いい。自分にとって一番元気になる、健康

でいられて文化的な生活に使えるということ

です。何が健康で文化的かは個人が決めることで必要以上に家計に介入し、どこにお金を使ったか、チェックするのは本当に怖いと思います。しかも、受給者だけでなく、受給前も監視の対象です。

福祉制度は権利

条例案は、受給者への指導・指示の具体例を示したものと考えられます。生活保護法では、指導・指示に従わなかった場合、保護の廃止などで処分されます。受給者の生存権に直結し、事実上強制され、乱用される恐れがあります。「ギャンブルに浪費している」とどこで線を引くのでしょうか。ケースワーカーの判断が前提となっ

ていますが、監視しないと判断できません。福祉制度は権利

条例案は、受給者への指導・指示の具体例を示したものと考えられます。生活保護法では、指導・指示に従わなかった場合、保護の廃止などで処分されます。受給者の生存権に直結し、事実上強制され、乱用される恐れがあります。「ギャンブルに浪費している」とどこで線を引くのでしょうか。ケースワーカーの判断が前提となっ

ていますが、監視しないと判断できません。福祉制度は権利

活保護や児童扶養手当を受けている人たちはそうした目で見られてもやむをえないという考えが根底にあります。福祉制度は貧者への恩恵でなく、権利です。権利を使うことで、なぜ監視されないといけないのか。

小野市には不正受給も浪費で生活が破たんしている受給者もいないと市長自身が言明しています。条例化の必要性はありません。アピールするだけの条例ではないでしょうか。条例を作成する人たちは、一番大事なのは慎重でなくてはいけません。条例・法令は個人の人権を抑制するものだからです。